

少年司法におけるパターナリズムの変容

— 「子どもの性」をめぐる属性主義と関係主義—

周 篠, 土 井 隆 義

Abstract

The purpose of this paper is to clarify how paternalism as a model of power functions, as well as how its transformation emerges, and furthermore, how its legitimacy is being maintained while the mechanism works. This study draws the following conclusions from an examination of conference transcripts that delve into the theory of legal reform concerning “child sexuality,” specifically raising the age of sexual consent and the associated discourse on sexual consenting capacity. Regarding the first point, based on the recognition of the fact that “child sexuality,” which used to be uniformly discussed, has now become highly diversified, experts have come to recognize the limitations of assessing a minor’s capacity for sexual consent based solely on the attribute of age. Additionally, in response to the above limitation, experts advocate for non-intervention in legal matters should be taken in cases where minors are in sincere romantic relationships, even if sexual intercourse is involved. However, they also recognize that there can be asymmetrical hierarchical relationships among minors. The third is that while the above changes may appear to diminish paternalism, it is a fact that experts are attempting to reconstruct paternalism by introducing an alternative legitimization argument than age-based ascription, namely, a transformation from ascriptionism to relationism is being contemplated.

Key words: paternalism, child sexuality, ascriptionism, relationism

1 はじめに

本論は、「子どもの性」をめぐる法改正に際して、少年司法制度に関係する領域の専門家たちが何をどのように語ってきたのかを分析することで、属性主義に基づいた従来のパターンリズムには還元されえない関係主義に基づいた新たなパターンリズムが登場してきたことを指摘し、その具体的な社会背景を明らかにしようと試みるものである。その目的のため、本論は、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会¹⁾の会議記録を参照し、「子どもの性」に関する言説の変遷を追っていく。

2023年7月13日、刑法及び刑事訴訟法の一部が改正された。従来の「強制性交罪」と「強制わいせつ罪」が、「不同意性交罪」と「不同意わいせつ罪」に改正されたことで、性犯罪の規定が大幅に見直されたのである。「不同意性交罪」の新設に伴う変更点は、罪種名の変更のみならず、法定刑の種類の変更、罪の成立要件の拡大、性交同意年齢の引き上げ、時効の延長と、さまざまな点に及んでいる。本論では、その中でも特に性交同意年齢の引き上げ、相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪の新設、性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為に係る罪の新設といった点に着目する。

まず、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第14回会議で定められた性犯罪に関する刑事法の要綱（骨子）案²⁾から見てみたい。なぜなら、それは性交同意年齢の引き上げの根幹を成すものといえるからである。その要綱（骨子）案では、「刑法第七十六条後段及び第七十七条後段に規定する年齢の引き上げ」について次のように定められている。

- 一、十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処するものとし、十三歳以上十六歳未満の者に対し、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、わいせつな行為をしたときも、同様とするものとする。
- 二、十三歳未満の者に対し、性交等をした者は、五年以上の有期拘禁刑に処するものとし、十三歳以上十六歳未満の者に対し、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、性交等をしたときも、同様とする者とする。

このように性交同意年齢の引き上げに関する今回の修正点は、第一に、従来は13歳と定められていた性交同意年齢が16歳へ引き上げられたことにあり、第二に、そこに年齢差の要件が加えられたことにある。そのどちらも性犯罪に対する厳罰化を進めることで、「性犯罪に巻き込まれるリスク、性感染症に罹患するリスク、望まない妊娠のリスク、望まない性的行為をされるリスク、デートDVやセクシュ

アル・ハラスメントの被害のリスクなど」(林・石川 2022:i) から子どもを守ろうと目論んだものだといわれ、そこにはパターンリズムが強く投影されている。

第一の修正点は、従来の刑事法において法定強姦として規定されていた性的虐待や性的搾取の被害者の対象範囲を拡大したものである。そもそも未成年者に対する各国の法定強姦は、年長者の性的誘いから身を守るための認知力、身体力、権力が、未成年者においては不十分であるという前提で構成されており(Manlove et al. 2005)、年長者による性的搾取から未成年者を保護することを目的としている(Lippert et al. 2020:1)。したがってそこでは、未成年者には性交同意能力が欠如していることが前提となっている。

それに対し、第二の修正点である年齢差の要件の増設は、未成年者はみな性的虐待や性的搾取の被害者であるという上記のような従来の「子どもの性」についての一元的な想定が変更された結果だともいえる。なぜなら、性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げられたにもかかわらず、必ずしも全ての16歳未満の未成年者の性交同意能力が欠如しているとは判断されていないからである。13歳以上16歳未満の未成年者の場合、彼らの同意があってもその性行為が法定強姦に該当するかどうかは、当事者とそれを性的対象とする者との年齢差によるからである。たとえば、5歳の年齢差を超えない13歳と18歳の未成年者同士、もしくは15歳の未成年者と20歳の若い成人のケースでは、両者の性交渉が恋愛や同意にもとづくものであると看做される場合、当事者の性交同意能力は有効と判断され、法的介入の対象とされないのである。

本論において分析の焦点に置かれるのは、一方では性交同意年齢の引き上げが認められながら、他方ではそこに制限をかけることになるこのような年齢差の要件についてである。従来の法定強姦では、子どもの年齢という属性を中心に、ある年齢以下の子どもの性交同意能力を「有する／有しない」という基準に基づいて法的介入の判断が下されていた。それに対して改正後の法定強姦では、子どもの年齢という属性が一つの判断基準とされつつも、同時に子どもと他者との関係性が性交同意能力の有無を判断する基準として付け加えられている。すなわち、「子どもとはどのような存在なのか」という属性を根拠に置いて成立してきた従来のパターンリズムに、今日では次第に「子どもは誰と関わったのか」という関係性の要因が付加されつつある。

そこで本論では、法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会において委員たちが発した言説を具体的に読み解いていくことで、今日のパターンリズムをめぐる変化のダイナミクスの一端を明らかにしたい。この審議会は、法学関連の専門家(法学者、弁護士・検事・裁判官の法実務家、司法行政官)と、医学関連の専門家(精神科医、臨床心理士、看護師)の、合計30人の委員によって構成されている。この審議会では、性交同意年齢の引き上げと年齢差規定の増設に関する議論が、最終的には「妥協による収束」を迎えるに至った。当時の議事録からその過程を詳細に追うことで、この分野の専門家たちが従来の属性主義的なパターンリズムに

加えて関係性を正当性の基盤とする新たな形式のパターナリズムを創出していった様子的一端が明らかにされるだろう。

2 パターナリズムをめぐる論議とその揺らぎ

2.1 「近代的孩子観」と少年司法制度

パターナリズムとは、「ある人の行為が他人の利益を侵害するわけではないのに、そのような行為はあなたのためにならないから止めなさいとか、もっとこういうことをしなさいとって干渉すること」(澤登 1997:4)を示す概念である。したがって少年司法制度におけるそれは、そもそも「近代的孩子観」の形成と深く関わっているといえる。

中世のヨーロッパでは、子どもと大人の境界線は曖昧であった。子どもは「小さな大人」と看做され、10代からすでに一人前の労働者として扱われていた。性的対象としても見られていた。たとえば、12歳になった少年は羊を飼いはじめめることを要請されていたし、少女は結婚の準備をしなければならなかった(Cunningham 2005=2013:52)。

しかし18世紀以降になると、「子ども期の概念化と子どもの扱い方の両方に大きな変化が生じる時代の幕」(Cunningham 2005=2013:257)が開く。F・アリエスは、この時期における学校教育や家庭教育に関わる資料から、子ども期という概念がこの頃に登場し、その結果として子どもの扱い方も大きく変容したことを描き出している(Aries 1960=1980)。近代化とともに大人と子どもが区別されるようになり、子ども独自の文化を持つ「教育される存在」としての子どもが誕生したのである。

さらに19世紀に入ると、子どもは公的政策の対象としても語られるようになっていく。児童福祉、保健衛生、少年司法などの制度的な保護複合体が成立し、いわば「子ども中心主義」の社会が形成されていくのである(Donzelot 1977=1981)。そして、この「子ども中心主義」から生まれた国親思想(パレンス・パトリエ)は、近代初期における少年司法制度の中核となっていく。

少年司法制度の一部を成す少年裁判所の起源となった児童救済運動を分析したA・プラットは、保護複合体としての児童救済者たちがいかにして保護主義の理念を構築し、さらにその理念がいかにして少年司法制度に正当化の根拠を提供したのかを詳細に記述している(Platt 1969=1989)。当時の児童救済者たちは、あらゆる外部的な環境から保護されるべきものとして子どもを捉え、その要保護性を脅かすような慣行や状況から彼らを救い出す必要があると考えていた。それゆえ、児童救済者たちの関心は、「青少年の標準的なあり方」(Platt 1969=1989:95)に絞られていた。そして、その「標準的なあり方」を保証するために、年齢という属性的な基準が用いられたのである。

このような子どもの捉え方は、大枠としてはその後ずっと今日に至るまで続い

てきた。保護主義に基づいた少年司法の制度下では、ある年齢以下の子どもの行為がたとえ刑罰法令に違反していなくても、それが今後違反するに至る可能性がある行為と看做された場合、国家は強制的に彼らの行動に介入することができる。子どもはまだ政治的権利を有さず、発達途中の可塑性を有する存在だからである。子どもの認識能力は未熟であるために適切な判断を行うことができず、自らの利益を侵害する可能性もあると考えられるからである（後藤 2023: 7-11）。未熟さという子どもの属性を前提としたこの介入の根拠こそが、今日一般的に「ターナリズム」と呼ばれるものの内実だといえる。

2.2 少年司法制度における保護主義と責任主義の対峙

ところが、後期近代とも称される現代社会では、消費社会化や情報化の進行に伴い、子どももまた一人前の消費者として大人と同様の位置を獲得しつつある。場合によっては、「大人以上に熟達した消費の主体」（永井 2017: 7）として認識されることもある。そして、このような消費の主体としての子どもの登場は、未熟な「教育される客体=子ども」と、成熟した「教育する主体=大人」との境界線を曖昧にした（多賀 2017: 171）。

一方、日常生活においてこのような子どもの主体化が進行する中で、日本では、とりわけ1990年代後半、少年による凶悪犯罪が相次ぎメディアで報道されるようになる。その結果、少年犯罪が増加し凶悪化しているという危機意識が社会全般に高まり、子どもは「自らも主体的に社会的現実を作り出すコンピタンス」（山田 2020: 138）をもつ存在として捉えられるようになっていく。そして、このような時代の趨勢は、少年司法制度における少年法の改正論議をも引き起こすことになる。

さて、一般社会において消費の主体としての子ども像が浸透してくると、子どもは人格の体现者であるとの認識も強まってくることになる。すると、犯罪少年は社会から被害を受けた保護されるべき客体であるという見方がリアリティを失い、むしろ異端者として社会に被害を与える主体であるという見方が頭をもたげてくる。未熟なる存在として社会的非難を免除されることはもはやありえなくなり、少年司法制度においても従来の保護主義に基づいた子どもという見方は困難になっていく。そして、それと入れ替わるように今度は責任主義の台頭が見受けられるようになる（土井 2003: 251）。

こうして、子どもが引き起こした「冷酷」で「悪質」に見える事件をきっかけに、子どもがもはや実質的には子どもといえなくなっている以上、子どももまた大人と同様の責任を負うべきだという考え方が広がってくることになる（佐藤 1998）。ここで留意すべきなのは、子どもが引き起こした事件が「冷酷」で「悪質」に見えるのも、じつは私たちが子どもを人格の体现者と看做す認識が強まったことの帰結だという点である。そもそも人格の体现者による犯罪でなければ、「冷酷」で「悪質」という発想は生まれえない。たとえば猛獣が人をかみ殺した場合、

私たちはその行動に恐れおののくことはあっても、それを「冷酷」で「悪質」な行為とは看做さないう。合理的な意思の存在をそこに読み取ろうとはしないからである。しかるに合理的な意思を持ちうると想定されるのは人格の体现者のみである。

子どもと大人の境界が曖昧化し、子どもも人格の体现者であるという認識が広まると、このように保護主義が衰退する一方で、今度は責任主義が勃興してくることになる。このような状況の下で、2000年代に入ると少年司法制度の改正を積極的に促そうとする専門家の発言力が増してくる。そして、その結果として生じたのが、保護されるべき子どもの細分化である。そもそも子どもとはいったい誰なのかという定義づけや、それに基づいてどこに大人と子どもの境界線を引くべきかといった問題は、さまざまな利害集団が繰り広げる駆け引きの中で決まってしまうものである。社会状況が変わったからといって、子ども観が別の一つの見方へと直ちに収斂するわけではない。その駆け引きの帰結の一つが、保護対象の細分化なのである。

2021年、民法上の成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、少年法の適用年齢も18歳に引き下げるべきという議論が広がった。まさに法制度上でも消費の主体となった年齢層の子どもを、刑事司法では相変わらず保護対象と看做し続けてよいのかと、激しい議論が沸き起こったのである。その結果、改正されるに至った現行少年法では、その適用年齢を依然として20歳までとしつつも、しかし18歳と19歳の少年を特定少年と呼んで区別し、18歳未満の少年との間で扱いに差異を設けることになったのである。

改正少年法において特定少年となった18歳と19歳の少年は、少年法に規定された虞犯の対象から除外され、大人と同様の権利や自由が認められるようになった。しかしその一方、保護主義に基づいた従来からの少年法の特則は適用されなくなった（岡田 2022: 48-9）。そのため、特定少年の創設は「少年法の理念である健全な社会人への育成を妨げ」るものであり、結果として厳罰化が進むのではないかという疑念が一部の専門家から出されるようにもなった（小関 2022: 19）。

このような動きから示唆されるのは、保護の対象とされるべき子どもを年齢によって細分化することで、「保護されるべき子ども」というレトリックそれ自体を保護しようとする目論見の存在である。見方を変えれば、特定少年という新しいカテゴリーもそのために創出されたものだといえる。そして、それとまったく同様の動きが、性交同意年齢の引き上げに関する議論にも見出せる。それが年齢差に基づいた法規定の創出である。新たな見地を提起することで、パターンリズムそれ自体の正当性を確保しようとしているのである。

もっとも、子どもの定義や大人との境界線をめぐる問題は、さまざまな利害集団が繰り広げる駆け引きの中で決まってしまうものであると先述したように、なにがしかの法が新たに制定されたり、あるいは新たな社会制度が成立したりしたからといって、それに関わる子ども観が一元的な見方へと直ちに収斂していくわけ

ではない。事実、誰を保護の対象とすべきかという線引きの論争は、これもまた先述したように依然と続いている。子どもについての多様な見方は、法制度が変わる前も、変わった後も、つねに社会の中に渦巻いていると考えなければならぬ(元森 2014: 5)。そこで次節以降では、その多様性に留意しつつ、新たなレトリックの本質とその創出過程を具体的に明らかにしていくことにしたい。

3 専門家が語る未成年者の性の実情

3.1 性教育と10代妊娠の実情

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会において、性交同意年齢の引き上げに関する議論が進められるにあたり、まずは次のような見解が委員の間で共有されている。「性交同意年齢を何歳とすべきかを検討するには、子供の発達段階や性教育の実情を踏まえて考える必要がある」(第1回会議議事録 12頁:長谷川桂子幹事の発言)。この前提の下に、長谷川幹事は、学校での性教育において指導の根拠となる学習指導要領の内容を踏まえつつ、次のように語っている。

では、何歳だったらいいのかということについて、中学生はどうなのかというところを見ますと、これも、学習指導要領を見ますと、1年生では、妊娠・出産が可能となるように成熟が始まる観点から、受精・妊娠を取り扱うものの、妊娠の経過は取り扱わないとなっています。これはいわゆる歯止め規定と言われているもので、これにより、1年生の課程で性行為それ自体について授業で取り上げるということは少ないのが実情だということも聞いています。性感染症については、その予防も含めて中学3年生で学習するとなっているので、このときに、性感染症の予防、避妊具を着けるとかのところで、性行為が具体的にはどのような対応で行われるとか、そういうことに触れるのかもしれませんが、こういうことを考えると、やはり中学生の課程が終わっていない段階では、性行為の意味は分からない。それから、性感染症のレベルのところですら、将来的な自分の人生にどのような影響があるのかということも、ここで最低限、健康のところを出てくるぐらいである。

高校生になると、家族計画が出てくるので、そこで具体的に避妊だとか、望まない妊娠をした場合の人工妊娠中絶、妊娠による影響なども教わるというようなことになっているので、こういったことも考えると、やはり高校生まで学ばないと、本当のところは分からないのかなというようなところはありますが、少なくとも、やはり中学生を終わったところまでいかないと、性行為ということを学校で習うということはない。学校で習っていない年齢で、同意に意味を持たせるのはどうかというのが、まず一つです。(第3回会議議事録 24頁:長谷川桂子幹事の発言)

性教育に関する学習指導要領に基づき、性交同意年齢も16歳に引き上げるべきだという意見を持つ長谷川は、性行為についての未成年者の理解の程度は、彼らが授かる性教育のレベルで推し量られるべきであると主張する。たとえば、小学生の段階では「性行為については学校として必ず教えられるということにはなっていない」し、中学生の段階では出産や妊娠、性感染症の予防および避妊に関する知識を段階的に教えられるが、「1年生の課程で性行為それ自体について授業で取り上げるということは少ない」のが実状である。そのため、学校で性教育を受けておらず、したがって性に関する知識を欠いている年齢層の少年に対して、「同意に意味を持たせる」従来の性交同意年齢は妥当ではないと批判する。それに代わって、「望まない妊娠をした場合の人工妊娠中絶」や「妊娠による影響」の知識を有するはずの高校生に対して、性交同意年齢を認めるべきであると提案するのである。長谷川は、10代の人工妊娠中絶率の高さを懸念しつつ、その実情を踏まえて次のように述べている。

性行為をすれば妊娠という結果が生じるわけですが、人工妊娠中絶との関係を見ますと、現状、性交等については13歳で自分の意思に意味を持たされているわけです。これは同意の結果について自己責任を持たせているということとも言えるかと思いますが、では、この同意の結果の妊娠に対して、子供の意思が尊重されるのか、自己決定できるのかという点について見ますと、人工妊娠中絶それ自体については、母体保護法で親の同意が必要とはなっていないのですが、現実の産婦人科の現場においては、中絶の際に異常が起きたら医療行為が必要になったりする場合もあるということで、親の同意が必要だと言われてしまうことが多いと理解しています。

子供の権利の側で一生懸命やっている弁護士によると、そうはいつでも、例えば、親が加害者である場合に、親が同意してくれないけれども妊娠してしまったというような事例で、弁護士が子供の保護に入ったりすることがあるようなのですが、そういった場合は、中絶は医療行為ではないことを主張したり、15歳になると民法上遺言や養子縁組などの自分の人生に関わる事について自己決定できる法律的な段階に入るということで、親権者の同意なしで中絶をするというのをサポートしているというような話もありました。こういった意味でも、同意とその結果について対応させるときに、13歳ではやはり足りないなど、低いなどと思っています。(第3回会議議事録 24頁-26頁：長谷川桂子幹事の発言)

長谷川は、未成年者の意思決定と年齢との関係について、他の諸法令も参照している。その中には、13歳未満の子どもの人工妊娠中絶に関する母体保護法の規定も含まれている。その規定では、人工妊娠中絶に対する本人の意思能力は原則的に認められることになっているが、実際の産婦人科の現場では、「中絶の際に

異常が起きたら医療行為が必要になったりする場合もある」ため、13歳未満の子どもの意思能力は認められていないのが実情であると長谷川は主張する。また彼女は、実務的には15歳になると「自己決定できる法律的な段階に入る」ため、望まない妊娠をした場合の人工妊娠中絶も親権者の同意なしで実施されていると語り、「13歳になったら同意に意味を持たせる」のでは年齢が低すぎると従来の線引きを批判している。

一方、性交同意年齢を16歳以上に引き上げるように主張する委員たちの間で、同時に懸念されている事項もあった。それは、思春期を迎えて刑事責任年齢に達した未成年者同士の交際による性交が可罰の対象となってよいのかという問題である。この問題は、長谷川だけでなくほぼ全ての委員に共有されていた。「14歳や15歳の同年代同士で好きになって性的行為を行う子どもは、現在、相当数いる」（第3回会議議事録 27頁：井田良部会長の発言）と考えられていたからである。このような実情を踏まえるなら、性交同意年齢を16歳以上に引き上げる際には何らかの対応策が必要になると考えられるため、可罰対象から除外すべき事由についての検討もここに加えられていくことになる。

3.2. 未成年者同士の交際の実情

では、法制審議会の委員たちは、性交同意年齢の引き上げについての検討を進める中で、未成年者同士の交際への法的介入を回避するために、具体的にはどのような議論を展開したのだろうか。

まず、子供の支援をしている方、子どもの実際をよく御存じの方からの意見だったのですが、現行法の13歳未満の場面において子ども同士の事例は生じていて、小学生同士というのもありますし、小学生と中学生のものもある。その中には真剣交際と言われているものもあるということでした。小学生と中学生の場合、中学生の側は、14歳以上であれば法律上は処罰の対象になっているわけです。（第6回会議議事録 24頁：長谷川桂子幹事の発言）

実態として、16歳未満の者と同世代の者との間の性交等が行われている現状であり、年齢が16歳に近い方がその実態があるものと思われ、それにもかかわらず、一律に犯罪が成立するというのは、諮問事項「第一の一」で議論した列挙事由のような不当な手段、状態が利用され、拒絶困難であるという場合はもちろん別の話だと思うので、処罰範囲の相当な拡大になり得るといった問題があるように思われました。（第6回会議議事録 26頁：嶋矢貴之幹事の発言）

彼らが述べているところによれば、刑事責任年齢が14歳と定められている現在において、性交同意年齢が13歳のままであると、小学生同士の交際の場合にはそ

の双方に法的責任が負わせられないのに対し、小学生と中学生の交際の場合には中学生の側に法的責任が負わせられるケースが生じることになる。すなわち現行法の下においては、小学生と中学生の交際では小学生の性交同意能力が法的介入によって否定されることになるにもかかわらず、小学生同士の交際では法的介入を招かないために性交同意能力の有無が問われず、結果的に「性交同意能力のある小学生」という解釈の可能性が生じてしまうことになる。

彼らが「16歳未満の者と同世代の者との間の性交等」の実態に留意しなければならなかった裏には、おそらく20世紀の後半から加速した「親密性の変容」という感情革命の波を受け、自由な主体としての個人が自らの意思でセクシュアリティを選択しうるようになったという社会背景があったのだろう（亀山2001: 39）。そのため、この時期に思春期の青少年のデート、キス、性交の経験率が上昇し、その早期化（低年齢化）の傾向が加速したという実状があったのだろう（林 2018: 34）。このような時代の趨勢の中で、性交同意年齢が16歳に引き上げられると、14歳の中学生と小学生の交際の場合だけでなく、より多くの中学生同士の交際までもが、法的に介入すべき対象と看做されることになるからである。

このような事情を踏まえると、性交同意年齢の引き上げに賛同していた委員たちも、「国家権力の過剰な介入」（第3回会議議事録 27頁；井田良部会長の発言）によって、処罰範囲が相当に拡大されてしまうのではないかといった懸念を抱くことになる。ここに見られるのは、委員の多くは確かに性交同意年齢の引き上げというパターンリスティックな方策を支持していたものの、従来のように安易にある年齢に線を引いて、その年齢以下の全ての子どもを一元的に法的対象とすることに対する慎重な姿勢である。すなわち彼らは、一定数の小学生同士、小学生と中学生、中学生同士の交際という実情に配慮した結果、国家権力によるパターンリズムに慎重な態度をとらざるを得なくなってきたのだといえる。

しかしその一方で、未成年者同士の交際に対して疑問を抱き、それを理由にした法的不介入は、逆に子どもに不利益をもたらすおそれもあると考えて、パターンリズムの見地から従来どおりの法的介入を求めた委員もいる点を見落としてはならない。

本当にティーンエイジャー、13歳から15歳までのローティーンの子供たちが、自ら望んで性行為をするというような場合は、そのように誘われている可能性や自己加害の可能性も非常に高いということだと思います。性犯罪に関する刑事法検討会でも話されていますけれども、ラブホテルに行くようなお金は通常持っていないくて、自宅で性行為を行っている場合には、親が不在でネグレクトが疑われる、生育環境に問題があり、マルトリートメントが起こっているというような状況があるので、児童相談所や家庭裁判所で取り扱われるような、保護が必要な事情があるのではないかとことをおっしゃられたのではないかと思います。真剣な交際は判断し難く、当罰性が免除

されるというような考えは、時にその児童に対し不利益をもたらすということも考えて、御議論いただければと思います。（第3回会議議事録 30頁：山本潤委員の発言）

山本委員は、「13歳から15歳までのローティーンの子供たちが自ら望んで性行為をする」という実態それ自体を否定してはいない。しかし、子どもたちのそのような行為の裏には、親の不在やネグレクト、マルトリートメントといった問題が潜んでいると述べている。そして、このような問題を重視するならば、従来の保護主義、すなわち強いパターンリズムはまだ必要であると主張している。未成年者の性の早熟化や、その早熟化による性行為の低年齢化は、彼らの置かれた劣悪な環境の結果だと強調しているのである。

ここで留意しなければならないのは、その児童に対し不利益をもたらすと山本が主張する事態の内実についてである。彼の主張に従うと、それは保護が必要な事情があるにもかかわらず、その環境的な要因を見逃してしまうことである。すなわち山本は、子どもを劣悪な環境から「保護」というパターンリスティックな目的を重視する立場からすれば、真剣な交際に基づく性交渉から可罰性を免除することで彼らの主体性を「保護」という案には、見逃しがたい危険性が伴っていると訴えているのである。ここには、まさに「保護」の内実をめぐって相異なる立場の相克が見受けられる。

3.3 未成年者同士の性加害の実情

「保護」の内実に上記のような相克が生じている背景にあるのは、環境的な要因に対する懸念だけではない。未成年者同士の交際が劣悪な環境から生まれたものとはいえない場合であっても、自由恋愛に基づくと推察される性交渉から可罰性を免除する規定を一律に取り込むことの危険性を指摘する意見は、法制審議会の委員の中にも見受けられた。その主たるものは、未成年者同士の交際における性加害に対する懸念である。

さらに、未成年者同士のその上、好きだと言ったり言われたりして性行為をすることの中にも、求められて仕方なくとか、嫌われたくないなどの理由で性交に応じて傷ついている人たちもたくさんいます。（中略）。その中で、先ほどのイギリスの規定を少し補足すると、イギリスでは、児童同士の合意がある性交であっても、強制的・搾取的な状況が生じ得ることがあり得ることから、児童をほかの児童から保護するという意味で刑罰の中に入れていく。それは、正式起訴の場合、通常の成人と違って、5年以下の拘禁に減刑すると記載されていました。（第3回会議議事録 30頁：山本潤委員の発言）

被害者支援をする側として重要なものとして意見が出されたことなのです

が、同年齢同士の例外を設ける場合、そこに該当するものは、まず未成年性交等の罪から排除されることになるわけですが、同年齢同士の性行為には、三つ、問題として指摘されている類型があります。まず、いじめを背景とするもの、これは、最近はかなり過激なものも発生しています。これから、先輩・後輩の関係を背景に強要するような事例、あとは、一時保護施設や児童福祉施設内でのもの、これはやはり性的自由に対する重大な法益侵害行為です。例外を設けることによって、改正後の刑法でこれらが適切に捕捉され得るのかというのが懸念事項です。これらが改正によって隙間になってしまうのは、適切ではありません。中学生同士の健全な恋愛を保護するために、本来保護されるべき、被害を受けている子供の保護がされなくなるというのは問題だと思います。隙間がないような法制度を作るとするのは、これから制度を作ろうとしている私たち大人の責任であると思います。(第6回会議事録 25頁：長谷川桂子幹事の発言)

上記の発言において指摘されているのは、従来の「大人＝加害者／子ども＝被害者」という非対称な権力関係を前提とした性的虐待や性的搾取ではなく、「子ども＝加害者／子ども＝被害者」という大人不在の文脈で生じる性的虐待や性的搾取の存在である。このような性加害が想定される場合、そこには「加害者としての子ども」と「被害者としての子ども」という二つの子ども像が同時に存在することになる。子ども像をめぐるこのような分化もまた「保護」の内実と相克をもたらし要因の一つとなっているといえる。

ここに見られる「加害者としての子ども」というカテゴリーの創出は、近代的な子ども観に基づいて一元的に構築された「被害者としての子ども」というレトリックを解体させ、子どもに対する従来の均質な保護主義を多面的なものへと変質させていくことになる。従来のように全ての子どもを性的客体と看做していたのでは、同世代の子どもから性被害を受けている他の子どもを救済することはできない。換言すれば、未成年者同士の間で性被害が生じた場合、加害側である子どもを性的主体と看做されなければ、被害側の子どもを救済することはできない。この過程で、加害側の子どもには行為責任が付与されることになる。こうして、従来は均質なものであった子どもカテゴリーが細分化され、複数の子どもカテゴリー間に序列化された非対称的な権力関係が生まれることになるのである。

このような事態の進行は、近代的な子ども観に基づいた従来のパターンリズムを徐々に衰退させていくことになる。子ども同士の間で存在する非対称的な権力関係の発見は、一部の子どもの他の子どもの支配する側に置くことで、大人による子どもの保護という従来の前提を大きく揺さぶることになるからである。しかしその一方で、近代社会には相変わらずパターンリズムを維持し続けようという強力な圧力も存在している。それは国家権力の紛れもない源泉の一部を成してい

るからである。そして、このような葛藤の中から生まれてくるものが関係性に基づく新たな保護装置なのである。

4 新たな保護措置としての関係性

4.1 属性主義的な正当性の揺らぎ

ここまでの考察を踏まえ、以降では、保護法益をめぐって法制審議会で繰り返された議論を参照しつつ、性交同意年齢の引き上げに伴う当罰性の範囲がいかにも再構築されてきたのかについて検討したい。少々長くなるが、まずは佐藤陽子幹事による発言を引用する。

13歳以上の者は、基本的には自由な意思決定をすることができるはずなのだけれども、なんらかの理由で、それは内在的な理由だったり、外在的な理由だったりするわけですが、それが困難な状況にあるときに、猥褻な行為または性交などをされると法益が侵害されるのに対して、13歳未満の場合には、その年齢ゆえに一般に自由な意思決定をすることが困難だとみなされているため、それらの行為がみなされると、すぐに、一律、法益が侵害されるという説明です。

確かに、13歳未満の者であっても、あるいは13歳以上の者であっても、人間は個性がありますから、それぞれ意思決定能力に差があると思うのですけれども、ここでは、人が年齢を重ねるにつれて精神的に成熟していったり、一定年齢以上になると有効な自由な意思決定をするための能力が備わるのだということ前提にして、刑事政策的に、その年齢が一律13歳に定められたと考えることができるのだと思われまます。

この「13歳」という年齢を引き上げるとした場合の考え方としては、このような通説的な保護法益に基づく処罰根拠の説明をやめて、新たな処罰根拠に基づく説明を取り入れる方法、例えば、先ほど北川委員もおっしゃいましたけれども、健全育成の視点を取り入れた形で説明するというのが、一つあり得ると思います。

(中略)。

そこで、性的自己決定権を根拠にして年齢を引き上げることができるかについて考えますと、自由な意思決定をするのに必要な能力は、論理的に何歳だと定まるものではなくて、社会情勢も踏まえて刑事政策的に決するものだと思いますから、どのような能力が必要とされるべきかという、能力の内実を改めて整理しなおした上で、一般何歳に達すればその能力が備わるといえるかという観点から、検討することができるのではないかと思います。

では、その能力の内実は何かというのをさらに考えますと、まず、性的な事項に関する認識や理解がなければ自由な意思決定をする前提を欠くのだと

いう観点から、これまでの議論のなかで指摘されているとおり、行為の性的な意味を認識する能力や行為が自己に及ぼす影響を理解する能力といったものがその内実になると考えられます。また、例えば、性的行為に向けた相手方からの働きかけに対応することができなければ、相手方からの影響力の作用を適切に排除しながら自分で決定するということが難しくなると考えますので、性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力といったようなものもその内実として考えられるのではないかと、現在考えているところです。（第6回会議議事録 23頁-24頁：佐藤陽子幹事の発言）

佐藤幹事のこの指摘は、法制審議会における性交同意年齢に関するこれまでの議論を保護法益の視点からまとめ直したものだといえる。その論点は次のように要約することができるだろう。

第一に、従来の強制わいせつ罪や強制性交等罪における保護法益は自己決定権だということである。したがって、13歳の線引きが存在することで、その年齢に達していない子どもは、自由な意思決定が困難な存在であると看做されてきたことになる。「基本的には自由な意思決定をすることができる」と看做されるようになるのは13歳以上である。もちろん現実の人間には、個性による意思決定能力の個体差もあるが、それでも「人が年齢を重ねるにつれて精神的に成熟していった、一定年齢以上になると有効な自由な意思決定をするための能力が備わる」という一般論は成立しうするため、13歳という線引きには正当性があると考えられてきたといつてよい。

第二に、13歳の線引きを変更して性交同意年齢を引き上げるためには、「通説的な保護法益に基づく処罰根拠の説明を取り止め、新たな処罰根拠に基づく説明を取り入れる」必要があることが確認されている。その新たな根拠とは、「論理的に何歳だと定まるものではなくて、社会情勢も踏まえて刑事政策的に決することである。そのためには、単に年齢という属性だけに自由な意思決定能力の有無を求めることはできず、換言すれば年齢だけで法的規制の正当性を保証することはできず、今日の社会情勢と照らし合わせてその正当性を判断しなければならないことになる。

第三に、社会情勢に合わせた正当化の結果として、自由な意思決定能力についての解釈は拡大されうると看做される。年齢という属性を根拠に正当化されてきた能力は、「行為の性的な意味を認識する能力や行為が自己に及ぼす影響を理解する能力、すなわち性的行為そのものに対する理解能力」であったのに対し、今後求められる法制度では、「性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力といったようなもの、すなわち他者の性的行為に対する対処能力」が新しく必要とされるようになるからである。

まさにこの「他者の性的行為に対する対処能力」の有無をめぐって、処罰の根拠とその正当性を判断するため、審議会の委員たちは「地位」、「関係性」、「脆弱

性」などのキーワードを用いつつ、「対等な関係性」について熱い議論を展開していくことになる。

4.2 関係性という新たな線引き

法制審議会の委員たちは、「他者の性的行為に対する対処能力」を検討する中で、「性行為への同意」についても併せて議論している。その議論の中で最も顕著に見られた意見は、同意の有無とは一元的に判断されるものではなく、むしろ状況によって異なってくるというものである。

性行為への同意は、一つ目としてそこに強制力がないことと、二つ目として能力や年齢差などによる非対等な関係性がないこと、三つ目として意識不明や混乱によって判断能力が弱まっている、あるいは失われている状態ではないこと、そして、四つ目として、一つの行為への同意は、ほかの行為への同意を意味しないことという四点から考えております。（第3回会議議事録 8頁：齋藤梓委員の発言）

この発言の中で、委員の間でもっとも議論の焦点となっていたのは、二つ目の「能力や年齢差などによる非対等な関係性」についてである。一部の委員は、一定の年齢に満たない者や障害者など、典型的な脆弱性がある人びとを相手にした性行為に対する罪の新設を求めていた。そこには「非対等な関係性」が認められるからである。具体的には、三つの修正案が提起された。その第一は、現行法の監護者性交等罪を拡大するという案であり、その第二は、非対等な関係性を濫用して相手方の自由な意思決定を奪ったことが認められる場合に犯罪の成立を認めるという案である。そして第三は、相手方に典型的な脆弱性が認められる場合にはその自由な意思決定を奪っていなくても犯罪の成立を認めるという案である。たとえ意思決定を奪っていなかったとしても、性行為に及んだという事実によって非対等な関係性を濫用したといえるからである（第3回会議議事録 36頁：井田良部会長の発言）。

この三つの案の詳細とその当否をめぐって、審議会の委員たちは論争を展開していく。そこで最終的に共有されることになったのは、自由な意思決定能力の欠如を個人の内面に属するものと看做すのではなく、相手との関係性によって、より具体的にいえば非対等な関係性が濫用されることによって生じるものと看做すという立場である。ここには属性主義ではなく関係主義の採用がはっきりと読み取れる。委員たちはその理由について次のように述べている。

思考の幅が広がることで、かえって自分のアイデンティティが揺らいで、自分とは何かを模索し始める年齢でもありまして、親から離れて他者の承認やケアを求めるので、他者から最も利用されやすい年齢であるとも言えま

す。中学生の年齢の子どもたちにとって、年齢の差というのはもちろん大きく、先輩に従うものといった上下関係が中学校では結構強く作られていますし、能力差があって、中学生にとっては強制力が働く、2歳とか3歳差の相手でも、同意の能力は制限されるかもしれませんが、13歳からそういった能力が育ち始めるとはいても制限されるかもしれませんが、同年齢であっても、相手がクラスの中心人物であるとか、日常的に暴力を振るわれていたとか、その時に暴力をふるわれていたとか、強制力がそこに存在するならば、やはり同意はゆがめられるだろうと思います。（第6回会議議事録 25頁-26頁：齋藤梓委員の発言）

年齢ということをどう考えるかということなのですが、皆様の御発言にもありましたが、やはりパワーの差が明らかで、このパワーの差があれば、あるいはこの関係性であれば、平等ということはあり得ないという年齢で切るしかないのかなと思っています。それは、被害を受けた人全員を救うことにならない可能性があるのも、私としてはすごく残念だと思っているのですけれども、法律で実現するとすれば、それしかないのかなと思います。そう考えたら、たとえば、13歳の子に、成人年齢である18歳の人に加害をするという場合には、ここには到底、対等な関係はあり得ないと考えていいと思います。それは、加害者の能力から考えても、それから法的な扱いから考えても、当然そうなのではないかと思います。（第9回会議議事録 11頁：小西聖子委員の発言）

審議会の委員たちは、思春期を迎えた未成年のアイデンティティは自ずと揺らいでいくものであり、それはまた他者からの承認を受けながら形成されていくものだと考えている。その過程において重要な要素の一つとなってくるのが、学校生活における「先輩—後輩」という非対称的な上下関係であり、また同学年同士の間にも生じうるスクール・カーストのような非対称的な上下関係である。それは性的文脈においてもまったく同様である。

このような現状を踏まえ、小西委員は、同じ年齢の子ども間ですら「パワーの差」が認められる現状では、「被害を受けた人全員を救うことにならない可能性」は残ることになるものの、「平等ということはあり得ないという年齢」差によってのみ、犯罪が成立するか否か判断せざるを得ないだろうと述べている。そして、本論の冒頭で示した試案に定められている5歳という年齢差が、「加害者の能力から考えても、それから法的な扱いから考えても」、「到底、対等な関係はあり得ない」年齢差であるとして、委員の皆から同意を得ることになっていくのである。

5 おわりに

本論では、パターンリズムという権力の一様式がどのように機能し、またその変容がどのように生じ、さらにその正当性がどのように確保されるのかという問題関心に基づき、パターンリズムがもっとも直裁に投影されているともいえる「子どもの性」をめぐる少年司法において、従来の「強制的性交罪」と「強制わいせつ罪」が「不同意性交罪」と「不同意わいせつ罪」へ改められた経緯を検討してきた。より具体的には、法改正をめぐって法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で繰り広げられた性交同意年齢の引き上げについての議論、およびそれと関連する性的同意能力についての議論の詳細が記された会議記録を読み解く作業を行ってきた。

その結果、次のことが明らかになったといえる。その第一は、この分野の専門家たちは、10代での妊娠、恋愛による交際、未成年者による性加害など、現代社会に広がる様々な現象について考察を深めることで、従来は一律に語られていた「子どもの性」が、現在ではきわめて多元的なものとなっている現状を認識し、その理解に基づいて、未成年者の性交同意能力を年齢という属性のみで判断することの限界に気づくに至ったという点である。また彼らは、従来の13歳という線引きが既に妥当性を持たなくなっていることに加えて、今回の改正のように16歳に引き上げたとしても、それが一律的なものであればなお限界が残ることにも気づいていた。

その第二は、上記の限界を踏まえ、専門家たちは、未成年者同士が真摯な恋愛関係にある場合には、そこに性交渉があったとしても法的不介入の立場を取るべきだと理解するに至ったという点である。しかし同時に彼らは、未成年者同士の関係であっても、さらに同年齢同士の関係であっても、そこに非対称的な上下関係が生じる場合があることにも留意すべきだと考えていた。そして、このような認識に基づいて、「18歳以下の人をすべて幼く、脆弱かつ性に対する理解のない者として扱いながら、『青少年保護』という名目の下に、大人世界で生じうる多元的差異をすべて平準化し、制限と抑圧をかけようとする」（何 2013: 185）ことは、もはや時代錯誤としか言いようがなくなっていることも強く意識していた。

明らかになったことの第三は、上記のような変化はパターンリズムを衰退させていくように見えながら、じつはそういう動きには結びつかず、年齢による線引きとは異なった正当化の論拠を創出することで、すなわち属性主義に関係主義を加えることで、パターンリズムの再編成が企てられているという事実である。従来のように、ある年齢以下の子どもを一律に被害者として扱ったり、性的客体と看做して保護の対象としたりすることにはもはや妥当性を見出せない。しかし、それに代わって性的関係をもった両者の関係性に着目することで、児童保護や健全育成といったパターンリズムの理念の実現を図ろうとしているのである。具体的には、「子ども／大人」、「性的主体／性的客体」といった属性カテゴリーを用

いた差異化に留まらず、それらに加えて「対等な関係性／非対等な関係性」という新たな軸を用いた差異化を進めることで、パターンリズム的な権力の維持を図ろうとしているのである。

かつてM・フーコーは、子どもは自らの性について自己決定能力を有していないわけではなく、それを信用しない大人たちに奪われているにすぎないと指摘した（Foucault [1978] 1984: 285）。おそらく現代社会における「子どもの性」の実情は、大人たちにその欺瞞を否応なく気づかせてしまったのである。今日、子どもと大人の境界線は曖昧なものとなり、子どもとはいったい誰なのかという定義も一つのものへは収斂しがたくなっている。それが後期近代を迎えた日本の状況である。

しかし、元森絵里子が述べるように、「一方で、現実としての画一化（近代的子ども観の浸透）に抗して、理想としての多様性が提唱され、他方で、現実としての多様化に抗して、理想としての画一化（近代的子ども観の再定義）が志向されている」（元森 2018: 18）のもまた現実である。それこそが権力の源泉となりうるからである。本論が明らかにした関係主義的なパターンリズムも、この新たな画一化された理想として勃興しつつある現象の一つだといえるだろう。

最後に、本論から得られた知見を踏まえつつ、今後の課題を検討しておきたい。そもそも後期近代を迎えた現在の日本社会では、大人と子どもの境界が大きく揺らぎはじめている。それは本論でも指摘したとおりである。しかし、それにもかかわらず、今回の改正案で性交同意年齢が従来の13歳から16歳へと引き上げられることになったのはなぜなのだろうか。それは従来からのパターンリズムの再強化と解釈されうるものではないのだろうか。

後期近代における「子ども／大人」の境界の曖昧化は、「未熟」、「無垢」、「純粹」といった従来の「保護の客体として子ども」という概念を変容させ、社会関係の中で主体的に行動するさまざまな「子ども像」を社会的に認識させるようになってきた。この変容は、少年司法制度における「子ども」に対する見方を大きく変え、確かにパターンリスティックな視点を後退させてきたともいえる。すなわち、少年法における教育原則を後退させ、成人と同様の応報原則への移行を進めてきたともいえる。事実、近年は少年法やそれを支える少年司法制度の改正が相次ぎ、例えば「特定少年」カテゴリーの創出のように、教育原則の適用年齢の引き下げが進んでいる面も見受けられる。

齋藤宙治が実施した子どもの義務に関する法意識の調査によると、刑事司法に関して一般の人々が理想と考える子どもの年齢は現行法よりも低い（齋藤 2022: 307）。また、一部の人々の間では少年犯罪に対する懸念も依然として根強い（齋藤 2022: 107）。「特定少年」カテゴリーの創出は、最も「大人」に近い年齢層の少年を従来のパターンリスティックな保護対象から除外することで、こうした一般の人々の意識に応えようとした結果だといえるだろう。

このような視座に立つなら、性交同意年齢の引き上げは、パターンリズムの対

象年齢を引き上げるものともいえるため、今日の人々の意識とは相反しているように見える。しかし、だからこそ、「子どもとはどのような存在なのか」を直接に問うことを回避し、「年齢差」のような新たな枠組みを提供しなければならなくなったのだともいえるだろう。すなわち、関係主義的なパターンリズムとは、「応報原則／教育原則」という権力様式の二分法のもとで少年司法制度の運用に苦闘している専門家たちが、その二分法から抜き出そうともがいている現実を示したものだともいえるのである。

では、「子どもの性」をめぐる性交同意年齢に関する議論の場では、なぜ人々の刑事司法に関する理想年齢と正反対の動きが見られるのだろうか。この疑問に答えるには、子どもの領域だけを分析対象に据えるのではなく、私たち一般のセクシュアリティをめぐる展開されつつある新たな議論を踏まえ、その観点から少年司法を見つめ直してみる必要がある。またその過程では、そもそも多々ある権力様式の中で現代社会はなぜパターンリスティックな権力様式を依然として必要としているのかについても改めて問い直されなければならないだろう。それは、どのような社会背景に基づいた現象なのだろうか。また、そこにはどのような問題が新たに生じうる可能性が秘められているのだろうか。本論の考察から必然的に派生してくるこれらの問いについては、さらに今後の研究課題としたい。

[注]

- 1) 2023年9月16日、法務大臣から「性犯罪に対処するための法整備に関する諮問」(諮問第117号)が発出された。この諮問について、まず部会で審議すべきだとの方針が同日に開催された第191回法制審議会総会において確認され、その議決に基づいて法制審議会刑事法(性犯罪部門)部会が新設された。なお、この諮問第117号は、「相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備」、「性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備」、「相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、その画像等を確実に剝奪できるようにするための実体法及び手続法の整備」という3点についての法整備を求めたものである。
- 2) 要綱(骨子)案は、主に法制審議会総会に対して調査審議が求められた諮問第117号についての審議結果に基づいたものである。

[資料]

- 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会「第1回会議議事録」(令和3年10月27日)
(<https://www.moj.go.jp/content/001359871.pdf>)
- 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会「第3回会議議事録」(令和3年12月27日)
(<https://www.moj.go.jp/content/001364351.pdf>)
- 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会「第6回会議議事録」(令和4年3月29日)

(<https://www.moj.go.jp/content/001371810.pdf>)
法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「第9回会議議事録」（令和4年8月5日）
(<https://www.moj.go.jp/content/001381662.pdf>)

[文献]

- Angelides, Steven, 2004, “Feminism, Child Sexual Abuse, and the Erasure of Child Sexuality,” *GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies*, 10(2): 141-77.
- Ariés, Philippe, 1960, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien régime*, Paris: Plon. (杉山光信・杉山恵美子訳, 1980, 『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房.)
- Cunningham, Hugh, 2005, *Children and Childhood: In Western Society Since 1500*, London: Pearson Education Limited. (北本正章訳, 2013, 『概説 子ども観の社会史——ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社.)
- 土井隆義, 2003, 『〈非行少年〉の消滅』信山社.
- Donzelot, Jacques, 1977, *La police des familles: Postface de Gilles Deleuze*, Paris: Les Editions de Minuit. (宇波彰訳, 1981, 『家族に介入する社会——近代家族と国家の管理装置』新曜社.)
- Foucault, Michael, Guy Hocquenghem and Jean Danet, [1978]1984, “Sexual Morality and the Law”, Lawrence D. Kritzman ed., *Politics, Philosophy, Culture: Interviews and Other Writings*, New York: Routledge, 271-84.
- 後藤弘子, 2023, 「少年法の理念」守山正・後藤弘子編, 2023, 『ビギナーズ少年法（第3版補訂第2版）』成文堂, 1-17.
- 林雄亮・石川由香里, 2022, 「はじめに」林雄亮・石川由香里・加藤秀一編, 2022, 『若者の性の現在地』勁草書房, i-vii.
- 何春蕤, 2013, 『“性／別”攪乱——台湾における性政治』御茶の水書房.
- 亀山佳明, 2001, 『子どもと悪の人間学——子どもの再発見のために』以文社.
- 小関慶太, 2022, 「少年法改正（2022年法）と特定少年」『リカレント研究論集（2）』, 10-20.
- Lippert, Tonya, Max Clary, Cayla Bleoaja, Wendy A. Walsh, and Lisa M. Jones, 2020, “Statutory Rape: Case Characteristics When Offenders are Younger Than 21 Years of Age Versus Older,” *Journal of Interpersonal Violence*, 37(9-10): 1-22, (Retrieved December 12, 2022, SAGE journals).
- Manlove, Jennifer, Kristin Anderson Moore, Janet M. Liechty, Erum N. Ikramullah and Sara Cottingham.,2005, “Sex between Young Teens and Older Individuals: A Demographic Portrait,” *Child Trends*, (Retrieved

- December 11, 2022, <http://childtrends.org/wp-content/uploads/2005/09/Sex-Between-Young-and-Old.pdf>).
- 元森絵里子, 2014, 『語られない「子ども」の近代——年少者保護制度の歴史社会学』勁草書房.
- , 2018, 「モダニティと複数形の『子ども』」『子ども社会研究』24: 7-22.
- 永井聖二, 2017, 「消費社会と子ども文化」永井聖二・加藤理編『消費社会と子ども文化』学文社, 1-11.
- 岡田行雄, 2022, 「特定少年の位置付けとその帰結」『熊本法学』154: 41-86.
- 大貫拳学, 2014, 『性的主体化と社会空間』インパクト出版社.
- Platt, Anthony M., 1969, *The child savers: the invention of delinquency*, Chicago: University of Chicago Press. (藤本哲也・河合靖子訳, 1989, 『児童救済運動——少年裁判所の起源』中央大学出版部.)
- 齋藤宙治, 2022, 『子どもと法——子どもと大人の境界線をめぐる法社会学』東京大学出版会.
- 澤登俊雄, 1997, 「はしかき」澤登俊雄編『現代社会とパターナリズム』ゆみる出版, 3-6.
- 芹沢俊介, 1997, 『現代「子ども」暴力論』春秋社.
- 多賀太, 2017, 「消費社会の進展と子どもの変容」永井聖二・加藤理編『消費社会と子ども文化』学文社, 165-78.
- 山田智秋, 2020, 『生きられた経験の社会学』せりか書房.